

人事院公示第 28 号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）第 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、平成 23 年人事院公示第 16 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 10 月 8 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
採用試験の種類 類ごとの名称	区分試験	試験種目	出題分野及び内容	採用試験の種類 類ごとの名称	区分試験	試験種目	出題分野及び内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
財務専門官採用試験		専門試験 (多肢選択式)	一 次のイ及びロに掲げる科目 イ (略) ロ <u>民法、商法、統計学、会计学、政治学、社会学、経営学、英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する科目</u>	財務専門官採用試験		専門試験 (多肢選択式)	一 次のイ及びロに掲げる科目 イ (略) ロ <u>民法・商法、経営学、会计学、統計学、政治学・社会学、英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する2科目</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
国税専門官採用試験	国税専門 A	専門試験 (多肢選択式)	一 次のイ及びロに掲げる科目 イ <u>民法、商法及び会计学</u> ロ <u>民法、商法、会计学、憲法、行政法、経済学、財政学、経営学、政治学、社会学、社会事情、英語及び商業英語のうち、受験者の選択する科目</u>	国税専門官採用試験	国税専門 A	専門試験 (多肢選択式)	一 <u>民法、商法、会计学、憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語及び商業英語</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
	国税専門 B	専門試験 (多肢選択式)	三 次のイ及びロに掲げる科目 イ <u>民法、商法、会计学及び基礎数学</u>		国税専門 B	専門試験 (多肢選択式)	三 <u>民法、商法、会计学、基礎数学、情報数学、情報工学、統計学、物理、化学、経済学及び英</u>

			ロ <u>情報数学、情報工学、統計学、物理、化学、経済学及び英語のうち、受験者の選択する科目</u>				語
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
労働基準監督官採用試験	労働基準監督 A	専門試験 (多肢選択式)	一 <u>次のイ及びロに掲げる科目</u> イ <u>労働法及び労働事情</u> ロ <u>憲法、行政法、民法、刑法、経済学、労働経済、社会保障及び社会学のうち、受験者の選択する科目</u>	労働基準監督官採用試験	労働基準監督 A	専門試験 (多肢選択式)	一 <u>憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、労働経済・社会保障、社会学及び労働事情</u>
			(略)				(略)
	労働基準監督 B	専門試験 (多肢選択式)	三 <u>労働事情及び工学に関する基礎</u>		労働基準監督 B	専門試験 (多肢選択式)	三 <u>工学に関する基礎及び労働事情</u>
			(略)				(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和8年12月1日から効力を発生する。